

調査表4-1

## 市区町村別集計項目(推進体制等)

岡山県	
市区町村数	27

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属事務所掌			府内の連絡会議	の有無	諮詢機関	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				
						の有無			問3-2 案例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
				18	23	27						26					
33 100	岡山市	女性が輝くまちづくり推進課	1 1 1 1	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	2001年6月27日	2001年10月1日			岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第5次さんかくプラン)	2022年4月	~	2027年3月	1	1			
33 202	倉敷市	男女共同参画課	1 1 2 1	倉敷市男女共同参画条例	2000年12月22日	2001年4月1日			第四次くらしきハーモニープラン(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)	2021年4月	~	2026年3月	1	1			
33 203	津山市	人権啓発課	1 1 1 1	津山市男女共同参画まちづくり条例	2002年3月22日	2002年10月1日			第5次津山男女共同参画さんさんプラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1			
33 204	玉野市	総務課	1 1 1 1	玉野市男女共同参画推進条例	2002年3月29日	2002年4月1日			第5次たまの男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1			
33 205	笠岡市	市民生活部人権推進課	1 2 1 1	笠岡市男女共同参画推進条例	2003年7月1日	2003年7月1日			第5次かさおかウィズプラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1			
33 207	井原市	市民活動推進課	1 2 1 1	井原市男女共同参画のまちづくり条例	2003年3月18日	2003年10月1日			第4次いばら男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
33 208	総社市	人権・まちづくり課	1 2 1 1	総社市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日			第5次総社市男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1			
33 209	高梁市	協働定住課	1 2 1 1	高梁市男女共同参画推進条例	2005年3月28日	2005年4月1日			第3次高梁市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
33 210	新見市	総務部総合政策課	1 2 1 1	新見市男女共同参画まちづくり条例	2005年3月31日	2005年3月31日			第4次にいみ男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1			
33 211	備前市	市民課	1 2 1 1	備前市男女共同参画まちづくり条例	2005年3月22日	2005年3月22日			第4次備前市男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1			
33 212	瀬戸内市	ダイバーシティ推進室	1 2 1 1	瀬戸内市ダイバーシティ社会を推進する条例	2025年4月1日	2025年4月1日			第3次瀬戸内市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
33 213	赤磐市	市民生活部協働推進課	1 2 1 1	赤磐市男女共同参画推進条例	2008年3月27日	2008年4月1日			第4次赤磐市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
33 214	真庭市	真庭市生活環境部くらし安全課	1 2 1 1	真庭市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2005年12月26日			あい・プランまにわ(第4次男女共同参画基本計画)	2021年4月	~	2026年3月	1	1			
33 215	美作市	市民課	1 2 1 1	美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例	2005年3月31日	2005年3月31日			第3次美作市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
33 216	浅口市	地域創造課	1 2 2 1	浅口市男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年4月1日			第4次浅口市男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1			
33 346	和気町	社会教育課	2 2 2 1	和気町男女共同参画まちづくり推進に関する条例	2007年12月17日	2007年12月17日			和気町男女共同参画プラン(第2期)	2021年3月1日	~	2030年3月1日	1	1			
33 423	早島町	町民課	1 2 2 2	早島町男女共同参画推進条例	2017年3月17日	2017年4月1日			第3次早島町男女共同参画基本計画	2017年4月	~	2027年3月	1	1			
33 445	里庄町	企画商工課	1 2 1 1	里庄町男女共同参画推進条例	2012年3月14日	2012年4月1日			第4次里庄町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1			
33 461	矢掛町	企画課	1 2 2 1	矢掛町男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年4月1日			第2次矢掛町男女共同参画プラン	2017年4月	~	2027年3月	1	1			
33 586	新庄村	住民福祉課	1 2 2 1	新庄村男女共同参画の推進条例	2002年9月26日	2003年4月1日			第4次新庄村男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1			
33 606	鏡野町	まちづくり課	1 2 2 2	鏡野町男女共同参画推進条例	2019年3月29日	2019年3月29日			第3次鏡野町男女共同参画基本計画書	2024年度	~	2028年度	1	1			
33 622	勝央町	教育振興部	2 2 1 1	勝央町男女共同参画推進条例	2010年6月25日	2010年7月1日			第2次勝央町男女共同参画推進基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1			
33 623	奈義町	総務課	1 2 2 2	奈義町男女共同参画推進条例	2009年12月8日	2009年12月8日			第3次なぎういすぶらん	2021年4月	~	2026年3月	1	1			
33 643	西粟倉村	総務企画課	1 2 2 2	西粟倉村男女参画推進条例	2007年3月20日	2007年4月1日									2		

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属事務所掌			の連絡会議	の有機関	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
33	663 久米南町	総務企画課	1 2	1	1	久米南町男女共同参画社会推進条例	2010年9月30日	2010年10月1日		第3次くめなん男女共同参画社会推進プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
33	666 美咲町	地域みらい課	1 2	1	1	美咲町男女共同参画まちづくり条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第4次美咲町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
33	681 吉備中央町	吉備中央町協働推進課	1 2	1	1	吉備中央町男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第4次吉備中央町男女共同参画基本計画	2023年	~	2027年	2	1		

<選択肢回答>

所属 **庁内連絡会議**

- |         |     |
|---------|-----|
| 1 首長部局  | 1 有 |
| 2 教育委員会 | 2 無 |

事務所掌 **諮問機関**

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 | 1 有 |
| 2 1ではない                | 2 無 |

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指に<sup>1</sup> 1 一体

2 2026年度以降の制定を目指に検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

現在の状況

1 策定予定有

2 策定予定無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定

2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

岡山県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-5 管理・運営主体							
		問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		施設管理			事業運営		
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所		電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	
		6								1	5	6	0	0	6	0	0
33 100	岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター	さんかく岡山	700-0822	岡山県岡山市北区表町三丁目14-1-201		086-803-3355	086-803-3344	<a href="https://www.city.okayama.jp/soshiki/23-1-1-0-0_29.html">https://www.city.okayama.jp/soshiki/23-1-1-0-0_29.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
33 202	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	ウイズアップくらしき	710-0055	倉敷市阿知一丁目7番1-603号		086-435-5750	086-435-5755	<a href="https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/jinken/1003232/1003253/index.html">https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/jinken/1003232/1003253/index.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
33 203	津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	さん・さん	708-8520	岡山県津山市新魚町17番地 アルネ・津山5階		0868-31-2533	0868-31-2534	<a href="https://www.city.tsuyama.lg.jp/3rdCategory?categoryId=10807010">https://www.city.tsuyama.lg.jp/3rdCategory?categoryId=10807010</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
33 204	玉野市	玉野市男女共同参画推進センター		706-0013	玉野市奥玉1丁目18番5号		0863-33-7867			<a href="https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/5/1318.html">https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/5/1318.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
33 205	笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター	てらすセンター	714-0081	笠岡市笠岡1872番地19 笠岡市役所分庁第4 2階		0865-62-5769	0865-62-5767	<a href="https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/2933.html">https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/2933.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
33 207	井原市																
33 208	総社市																
33 209	高梁市																
33 210	新見市	新見市男女共同参画プラザ		718-0011	岡山県新見市新見823番地1		0867-72-6159	0867-72-6181	<a href="https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/233.html">https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/233.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
33 211	備前市																
33 212	瀬戸内市																
33 213	赤磐市																
33 214	真庭市																
33 215	美作市																
33 216	浅口市																
33 346	和気町																
33 423	早島町																
33 445	里庄町																
33 461	矢掛町																
33 586	新庄村																
33 606	鏡野町																
33 622	勝央町																
33 623	奈義町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営
33	643	西粟倉村														
33	663	久米南町														
33	666	美咲町														
33	681	吉備中央町														

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

岡山県

都道府県コード	市町村名	市町区名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																	
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					設置根拠条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理	その他
			6		4		4				5	4	5	6	0	2	0	6	1	
33	100	岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター	2000年4月8日	○		○	3	5	15,799	○ ○ ○ ○			○ ○	託児ボランティア会による託児室運営					
33	202	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	2001年4月1日	○		○	6	0	28,798	○ ○ ○ ○			○						
33	203	津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	1999年4月2日	○		○	3	2	6,798	○ ○ ○ ○		○							
33	204	玉野市	玉野市男女共同参画推進センター	2002年4月1日	○			0	2	914	○ ○ ○ ○		○							
33	205	笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター	2001年4月1日		笠岡市男女共同参画推進センター設置要綱	○	1		200	○ ○ ○ ○		○							
33	207	井原市																		
33	208	総社市																		
33	209	高梁市																		
33	210	新見市	新見市男女共同参画プラザ	2005年3月31日		新見市男女共同参画プラザ設置要綱			1	33		○		○						男女共同参画を推進する市民団体との交流・支援
33	211	備前市																		
33	212	瀬戸内市																		
33	213	赤磐市																		
33	214	真庭市																		
33	215	美作市																		
33	216	浅口市																		
33	346	和気町																		
33	423	早島町																		
33	445	里庄町																		
33	461	矢掛町																		
33	586	新庄村																		
33	606	鏡野町																		
33	622	勝央町																		
33	623	奈義町																		
33	643	西粟倉村																		
33	663	久米南町																		
33	666	美咲町																		
33	681	吉備中央町																		

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

岡山県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			4			15	2	13.3	19	1	5.3	12	0	0.0	12	0	0.0	6,562	554	8.4
33 100	岡山市					1	0	0.0	2	0	0.0							1711	127	7.4
33 202	倉敷市	2000年10月21日	倉敷市男女共同参画都市宣言		1	1	1	100.0	2	0	0.0							51	2	3.9
33 203	津山市					1	0	0.0	2	0	0.0							364	16	4.4
33 204	玉野市	2002年9月20日	玉野市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0									
33 205	笠岡市					1	1	100.0	1	0	0.0							23	1	4.3
33 207	井原市					1	0	0.0	1	0	0.0							102	4	3.9
33 208	総社市	2006年3月24日	総社市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0							392	31	7.9
33 209	高梁市					1	0	0.0	1	0	0.0							683	65	9.5
33 210	新見市					1	0	0.0	1	0	0.0							833	122	14.6
33 211	備前市					1	0	0.0	1	0	0.0									
33 212	瀬戸内市					1	0	0.0	2	1	50.0							342	43	12.6
33 213	赤磐市					1	0	0.0	1	0	0.0							132	3	2.3
33 214	真庭市	2005年12月26日	真庭市男女共同参画杜市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0							846	87	10.3
33 215	美作市					1	0	0.0	1	0	0.0							210	8	3.8
33 216	浅口市					1	0	0.0	1	0	0.0							336	31	9.2
33 346	和気町											1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0
33 423	早島町											1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1
33 445	里庄町											1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
33 461	矢掛町											1	0	0.0	1	0	0.0	60	4	6.7
33 586	新庄村											1	0	0.0	1	0	0.0	25	4	16.0
33 606	鏡野町											1	0	0.0	1	0	0.0	93	0	0.0
33 622	勝央町											1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
33 623	奈義町											1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
33 643	西粟倉村											1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
33 663	久米南町											1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
33 666	美咲町											1	0	0.0	1	0	0.0	81	1	1.2
33 681	吉備中央町											1	0	0.0	1	0	0.0	70	2	2.9

## &lt;選択肢回答&gt;

男女共同参画に関する宣言

## 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

岡山県

調査時点コード			1	2025年4月1日	2	その他
---------	--	--	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード									
		問8-1			問8-2								(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)							問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値		その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他								
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他								
					858	757	12,044	4,003	33.2	810	736	11,835	3,892	32.9	139	87	903	150	16.6	468	79	16.9	489	80	16.4												
	小計									804	731	11,633	3,874	33.3	139	87	903	150	16.6																		
33	100	岡山市		男女いすれか一方の委員の総数が10分の4未満にならないように選任しなければならない。	66	66	1,182	539	45.6	法律または条例により設置されているもの	66	66	1,182	539	45.6	6	5	54	13	24.1	51	22	43.1	52	22	42.3	1	1	1	1	1	1					
33	202	倉敷市	40.0	2026年3月	77	70	1,514	423	27.9	77	70	1,514	423	27.9	6	5	49	7	14.3	49	13	26.5	50	14	28.0	1	1	1	1	1	1						
33	203	津市	40.0	2028年3月	93	66	905	257	28.4	法律または政令により設置されている審議会等、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等。要綱等により設置されている懇談会、会議等。	62	56	721	215	29.8	6	5	38	6	15.8	34	2	5.9	35	2	5.7	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1	1	1	1	1	1	
33	204	玉野市	40.0	2026年4月	26	21	286	88	30.8	法律または条例に基づいた審議会等	26	21	286	88	30.8	6	5	29	9	31.0	15	4	26.7	16	4	25.0	1		1	1	1	1	1				
33	205	笠岡市	45.0	2029年3月	68	65	992	400	40.3	第5次かさおかウイズプラン(2023年4月～2028年3月)では50%を目標値としていたが、数値が伸び悩んでいる現状を踏まえ、現在策定中の第8次総合計画では、2029年3月までに45%を目標とする。	71	67	1,109	453	40.8	6	6	31	9	29.0	22	7	31.8	23	7	30.4	1		1	1	1	1	1	1			
33	207	井原市	40.0	2027年3月	54	47	628	206	32.8	・法律、政令により設置されている審議会等 ・条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等	38	35	470	149	31.7	5	4	29	8	27.6	30	4	13.3	31	4	12.9	1		1	1	1	1	1	1			
33	208	総社市	40.0	2027年3月	39	36	851	260	30.6	法律または条例により設置されているもの	39	36	851	260	30.6	5	2	30	4	13.3	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1	1	1	1	1				
33	209	高梁市	40.0	2027年3月	25	20	427	99	23.2		25	20	427	99	23.2	5	4	35	8	22.9	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1	1	1	1					
33	210	新見市	30.0	2026年3月	46	42	661	214	32.4		30	29	479	156	32.6	5	3	41	6	14.6	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1	1	1	1					
33	211	備前市	40.0	2027年3月	32	28	383	142	37.1		31	28	379	142	35.4	5	3	40	6	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1	1	1						
33	212	瀬戸内市	35.0	2027年3月	27	24	284	81	28.5	法令または政令により設置されている審議会等。法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)。条例・規則等により設置されている懇談会・会議等。	27	24	284	81	28.5	5	3	25	6	24.0	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1	1	1	1					
33	213	赤磐市	40.0	2026年3月	22	19	304	95	31.3		22	19	304	95	31.3	5	2	49	3	6.1	13	1	7.7	14	1	7.1	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年2月3日					
33	214	真庭市	40.0	2026年3月	69	66	1,059	373	35.2		55	53	827	293	35.4	5	4	62	9	14.5	6	4	66.7	7	4	57.1	1		1	1	1						
33	215	美作市	40.0	2027年3月	17	17	231	93	40.3		17	17	229	95	41.5	5	3	31	5	16.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1	1	1						
33	216	浅口市	50.0	2029年3月	33	27	369	115	31.2	法律や条例により設置されている審議会等	28	26	376	123	32.7	5	1	24	2	8.3	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1	1	1						
33	216	和気町			0	0	0	0			18	13	262	109	41.6	5	3	28	4	14.3	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1	1	1						
33	217	早島町	40.0	2027年3月	18	18	197	55	27.9		18	18	197	53	26.9	5	2	23	3	13.0	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1	1	1						
33	218	里庄町	40.0	2028年3月	37	32	503	194	38.6	法律又は政令により設置されている審議会・委員会、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等	16	15	189	60	31.7	5	3	26	5	19.2	14	2	14.3	15	2	13.3	1		1	1	1						
33	219	矢掛町	30.0	2027年3月	27	24	305	91	29.8	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	27	24	305	91	29.8	5	2	22	3	13.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1	1	1						
33	22																																				

都道府県	市町村名	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1		調査時点コード													
			問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議(委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)																					
			目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数		うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
33 663	久米南町	38.0	2027年3月			34	28	350	109	31.1		30	26	330	106	32.1	4	2	20	3	15.0	7	1	14.3	8	1	12.5	1		1	1		
33 666	美咲町					0	0	0	0			12	11	148	51	34.5	5	2	59	3	5.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1	1		
33 681	吉備中央町	35.0	2026年3月	2026年3月末まで	11	10	138	37	26.8		11	10	138	42	30.4	5	5	30	8	26.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1	1			

調査表4-4

## 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

岡山県

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

岡山県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5										
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職			うち一般行政職			うち管理職数																
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	防災・危機員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他						
/ / / /	/ / / /	1,974	360	18.2	1,523	234	15.4	272	32	11.8	239	28	11.7	324	42	13.0	271	30	11.1	1,379	287	20.8	1,013	176	17.4	2,130	640	30.0	1,512	362	23.9	2,753	1,012	36.8	1,743	498	28.6			166	23	13.9	59	4	6.6			
33 100	岡山市	396	82	20.7	296	63	21.3	29	7	24.1	28	7	25.0	81	13	16.0	64	13	20.3	286	62	21.7	204	43	21.1	504	119	23.6	340	60	17.6	644	204	31.7	341	94	27.6	1		19	3	15.8	6	0	0.0	1		
33 202	倉敷市	447	54	12.1	374	30	8.0	60	4	6.7	54	4	7.4	119	11	9.2	101	4	4.0	268	39	14.6	219	22	10.0	512	142	27.7	417	97	23.3	593	219	36.9	459	132	28.8	1		24	3	12.5	6	0	0.0	1		
33 203	津山市	119	22	18.5	99	15	15.2	19	2	10.5	17	2	11.8	29	5	17.2	25	4	16.0	71	15	21.1	57	9	15.8	107	36	33.6	89	22	24.7	154	56	36.4	116	33	28.4	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1		
33 204	玉野市	66	9	13.6	51	6	11.8	15	2	13.3	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	7	13.7	39	6	15.4	96	22	22.9	58	14	24.1	186	66	35.5	119	38	31.9	1		6	1	16.7	3	0	0.0	1	
33 205	笠岡市	60	10	16.7	44	7	15.9	10	1	10.0	6	0	0.0	5	0	0.0	4	0	0.0	45	9	20.0	34	7	20.6	66	16	24.2	38	6	15.8	119	44	37.0	71	17	23.9	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1		
33 207	井原市	62	6	9.7	39	3	7.7	14	1	7.1	9	0	0.0	12	0	0	0	0	0	36	5	13.9	21	3	14.3	26	9	34.6	16	6	37.5	46	17	37.0	33	9	27.3	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1		
33 208	総社市	89	14	15.7	59	10	16.9	14	3	21.4	13	3	23.1	16	3	18.8	13	2	15.4	59	8	13.6	33	5	15.2	67	26	38.8	29	5	17.2	68	17	25.0	35	10	28.6	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1		
33 209	高梁市	81	20	24.7	57	9	15.8	12	1	8.3	11	1	9.1	9	1	11.1	7	0	0	60	18	30.0	39	8	20.5	93	37	39.8	64	22	34.4	108	57	52.8	43	14	32.6	1		3	1	33.3	2	0	0.0	1		
33 210	新見市	76	17	22.4	57	10	17.5	9	1	11.1	8	1	12.5	16	1	6.3	14	1	7.1	51	15	29.4	35	8	22.9	72	22	30.6	45	10	22.2	76	16	21.1	48	6	12.5	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
33 211	備前市	79	16	20.3	63	11	17.5	14	1	7.1	13	1	7.7	28	6	21.4	25	4	16.0	37	9	24.3	25	6	24.0	53	16	30.2	47	15	31.9	42	12	28.6	19	4	21.1	1		3	0	0.0	0	0.0	0.0	1		
33 212	瀬戸内市	67	13	19.4	48	11	22.9	16	2	12.5	12	2	16.7	0	0	0	0	0	51	11	21.6	36	9	25.0	52	22	42.3	23	8	34.8	102	51	50.0	48	19	39.6	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1			
33 213	赤磐市	46	11	23.9	44	11	25.0	9	2	22.2	9	2	25.0	8	2	25.0	29	7	24.1	27	7	25.9	39	19	48.7	33	15	45.5	98	35	35.7	79	25	31.6	2	2025年2月3日	5	1	20.0	1	0	0.0	2	2025年2月3日				
33 214	真庭市	102	36	35.3	61	13	21.3	21	3	14.3	19	3	15.8	0	0	0	0	0	81	33	40.7	42	10	23.8	109	35	32.1	68	12	17.6	188	75	39.9	104	24	23.1	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1			
33 215	美作市	57	11	19.3	43	9	20.9	15	2	13.3	13	2	15.4	0	0	0	0	0	42	9	21.4	30	7	23.3	65	19	29.2	42	10	23.8	117	49	41.9	71	20	28.2	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1			
33 216	浅口市	36	4	11.1	33	4	12.1	6	0	0.0	6	0	0.0	1	0	0	0	0	29	4	13.8	26	4	15.4	76	20	26.3	60	13	21.7	19	10	52.6	15	9	60.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1			
33 346	和気町</																																															

調査表4-5  
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

岡山県

調査時点		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
<b>問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。</b>																	
都道府県	市区町村	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、出産で休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-2で1を選択した場合、出産で休業期間は、次のうちどれか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事項について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定がないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
ドドドド	名	19	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.明記した規定がなく、運用上認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.	1	26	26	26	26	25	18		
		4	2の合計	0	21	1	24	0	0	0	0	1	0				
		0	3の合計	0	2		1	0	0	0	0	0	0				
		4	4の合計	1	2			1	1	1	1	1	1				
33	100岡山市	1	岡山市職員旧姓使用取扱要綱  第2条 職員は、次に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1)単に氏名が記載されたもの (2)専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、かつ、その内容が容易に職員の同一性を確認できるもの (3)職員の権利義務に関する文書等で、その内容が容易に職員の同一性を確認できるもので、かつ、旧姓使用を原因とする係争が起きるおそれがないもの (4)前3号に掲げるもののほか、妥当なもの	岡山市議会	1	3	1	岡山市議会会議規則  第3条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
33	202倉敷市	1	倉敷市職員服務規程  第2条 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き姉妹等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用しようとするとときは、運営から内部情報システムに必要な事項を登録することにより届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、所定の旧姓使用届出書を提出しなければならない。 2.所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならぬ。 3.旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。 4.旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、内部情報システムに必要な事項を登録することにより届け出なければならない。ただし、これにより難い場合は、所定の旧姓使用中止届出書を提出しなければならない。	倉敷市議会	1	2	1	倉敷市議会会議規則  第3条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
33	203津山市	1	津山市職員旧姓使用取扱規程  (使用及び範囲) 第3条 市長は、別表第1に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。	津山市議会	1	2	1	津山市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
33	204玉野市	1	玉野市職員の旧姓使用に関する要綱  第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。 (1)法令に違反するおそれがない専ら組織内部で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2)職員の権利義務に関する文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓を使用を原因とする係争が起こるおそれがないもの (3)対外的に使用される文書等があるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれがないもの (4)その他市長が適当と認める軽易な文書	玉野市議会	1	2	1	玉野市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
33	205笠岡市	1	笠岡市職員旧姓使用取扱要綱  (趣旨) 第2条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(以下「職員」といいます。)に適用する。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外の文書等であって、別表第2に掲げるものとする。	笠岡市議会	1	2	1	笠岡市議会会議規則  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
33	207井原市	1	井原市職員旧姓使用取扱要綱  (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、人事異動等の命令のほか、次に掲げるもの以外のものとする。 (1)公権力の行使に関する文書 (2)外部の機関に支障を及ぼすおそれがある文書 (3)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている文書 (4)その他職務遂行上又は事務処理上、支障を生じさせるおそれがある文書	井原市議会	1	2	1	井原市議会会議規則  第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都 道 府 県 コ ド	市 区 市 区 村 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 講員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。  1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	問12-2 1を選択した場合、出産後8週間以内に産前産後休暇を取得することができる。  1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定なく、過去に事例がない。	問12-3 1を選択した場合、出産後8週間以内に産前産後休暇を取得することができる。  1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-4 1を選択した場合、出産後8週間以内に産前産後休暇を取得することができる。  1. 産前産後休暇期間を明記した規定がある。 2. 産前産後休暇期間を明記した規定はない。	問12-5 1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 講員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めっていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
33 208	総社市	2	岡山県総社市議会	1	2	1	総社市議会会議規則  第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	総社市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例  第5条 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該日を長期欠席の期間に含めないものとする。 (2) 議員の妊娠又は出産等で、次に掲げる期間の範囲内(市議会の会議を欠席することについて議長及び委員長に届け出している場合に限る。) ア 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間 イ 妊娠又は出産に起因する疾病により、医師が市議会の会議を欠席する必要があると認められる期間	1	1	1	1	1		
33 209	高梁市	1	高梁市職員旧姓使用取扱要綱(内規) 全文	高梁市議会	1	2	1	高梁市議会会議規則  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
33 210	新見市	2	新見市議会		1	2	1	新見市議会会議規則  第1章 会議 第1節 総則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
33 211	備前市	1	備前市職員旧姓使用取扱要綱  備前市内規第88号 備前市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この規程は、備前市に勤務する一般職に属する職員(臨時の任用及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に附し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第4条 職員は第4条に規定する届により、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのない文書等であって次に掲げるものについて、旧姓を使用することができます。 (1) 職場での呼称 (2) 名前札、職員登録等単に名前が記載されたもの (3) 職員の権利や義務に関する文書等で、職員の同一性を容易に確認でき、かつ、旧姓使用を根拠とする紛争が生じるおそれがないもの (4) 起案文書、事務分掌等専ら組織内部で使用する文書等で、職員の同一性を容易に確認できる内容のもの (5) その他法令等に基づかない文書で市長が認めるもの 2 公權力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。ただし、職員の身分関係を規定する文書のうち、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じせるおそれのないものとして、市長が特に認めるものについては、この限りではない。 (旧姓使用者等の責務) 第3条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民及び職員に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。また、旧姓の使用を認められた文書等には、原則として統一的に旧姓を使用なければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (旧姓使用者) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用者届(様式第1号)により、市長に届け出なければならない。 2 前項の旧姓使用者届は備前市職員服務規程(平成17年備前市訓令第24号)第19条に基づく履歴事項変更届に添えて提出するものとする。 (旧姓使用者の中止) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用者中止届(様式第2号)により、市長に届け出なければならない。 2 前項の規定により旧姓の使用の中止届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用を届け出ることはできない。 (その他必要事項) 第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則	岡山県備前市議会	1	3	1	備前市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
				問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。					
都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村		問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	1.選択した場合 1.を選択した場合、取得することができるが、休業期間は、次のうちどれか。	問12-3で 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7で 1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。				
都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	議 会 名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定なく、運用上も認めていない。 4.明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定なく、運用上も認めていない。 4.明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他					
33 212	瀬戸内市	2	瀬戸内市議会	1	2	1	瀬戸内市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
33 213	赤磐市	1	赤磐市職員服務規程 第16条の2 職員は、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を生じるおそれのない文書、名札その他氏の記載をするものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって、戸籍上の氏を改めた後も改める前の氏(以下「旧姓」という。)を引き続き使用することができる。	赤磐市議会	1	2	1	赤磐市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
33 214	真庭市	1	真庭市職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用できる手続等を定めることにより、職業生活上の支障を回避することを目的とする。	真庭市議会	1	2	1	真庭市議会会議規則(平成17年議会規則第1号) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
33 215	美作市	4	美作市議会	1	4	2		2			1	1	1	1	2	1
33 216	浅口市	1	浅口市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 市長は、旧姓を使用することにより、誤解、混乱等が生じないと判断の場合においては、これを承認するものとする。	浅口市議会	1	2	1	浅口市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
33 346	和気町	1	和気町職員服務規程 (旧姓の使用) 第9条 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用しようとするときは、所定の旧姓使用申出書を提出しなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に住民、職員等に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。 4 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、所定の旧姓使用申出届を提出しなければならない。	和気町議会	1	2	1	和気町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
33 423	早島町	2	早島町議会	1	2	1	早島町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
33 445	里庄町	4	里庄町議会	1	2	1	里庄町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
33 461	矢掛町	1	矢掛町病院企業職員の旧姓等使用取扱に関する内規□趣旨)第1条 この要綱は、矢掛町病	矢掛町議会	1	2	1	矢掛町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
33 586	新庄村	1	新庄村職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を村の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。…第2条以下省略	新庄村議会	1	4	1	新庄村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1

都道府県	市区町村	市町名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
福岡県	糸島市	糸島市議会	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定がなく、期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例			配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
33 606	鏡野町	1	鏡野町職員旧姓使用取扱要綱  第2条 職員は、別表に掲げる事項において、法令等の規定に反する恐れのない、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	鏡野町議会	1	1	1	鏡野町議会会議規則  第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	議会活動ができない理由が出産のときは、減額規定を適用しない旨を定めている(鏡野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例)。			1	1	1	1	1	1
33 622	勝央町	1	勝央町職員旧姓使用取扱要綱  第1条 この要綱は、勝央町職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	勝央町議会	1	2	1	勝央町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
33 623	奈義町	1	奈義町職員旧姓使用取扱要項  ○奈義町職員旧姓使用取扱要綱 令和3年6月22日 要綱第17号 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務に使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (使用範囲) 第2条 職員は、別表に掲げる事項において、法令等の規定に反するおそれのない、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。 (使用申請書) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(様式第1号)により所属長を経て、町長に提出しなければならない。 (使用承認) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときには、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 町長は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用が職務執行上又は事務処理上支障があると認めるときは、承認を取り消すことができる。 (使用の中止) 第6条 町長の承認を得て旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経て町長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情無く再び旧姓の使用を申請することはできない。 (責務) 第7条 所属長は、職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び他の職員等に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。	奈義町議会	1	2	1	奈義町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
33 643	西粟倉村	4		西粟倉村議会	4								4	4	4	4	4	
33 663	久米南町	4		久米南町議会	1	2	1	久米南町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都 市 道 府 県 コ ロ ド		市 市 区 町 村 町 村 名		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
道	市	市	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 講員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取扱することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 1.を選択した場合、出産による産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 講員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)											
33	666	美咲町	1	美咲町職員旧姓使用取扱規程  (趣旨) 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。  (適用職員) 第3条 本訓令は、美咲町に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員に適用する。ただし、課長級以上の職員を除く。  (使用及び範囲) 第3条 町長は、別表に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓を使用の申請があつたときは、旧姓の使用を認めるものとする。  (使用手続及び承認の通知) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならない。  2 前項の旧姓使用申請書は、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 3 町長が旧姓使用を承認したときは、人事担当課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。  (使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。  (責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。  2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民、他の職員等に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。  (その他) 第7条 この訓令に定めるもののほか、旧姓を文書等に使用することに關し必要な事項は、町長が別に定める。  附 則 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月30日訓令第4号) この訓令は、令和4年4月1日から施行する。 別表(第3条関係) 基準 例 備考 1 専ら組織内部で使用され、職位の同一性の確認が容易にできるもの 呼称、職員名簿、職員配置表、座席表、復命書、事務引継書、報告書(内)、表彰(内) 辞令書、職務専念義務免除等申請書等勤務関係届出書、人事評価、自己申告書、給与関係届出書 「旧姓」を併記するものとする。 2 対外的なもので氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの 人事異動内示書、名札、名刺、當利企業従事許可申請書	美咲町議会	1	2	1	美咲町議会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席席を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1
33	681	吉備中央町	1	吉備中央町職員の旧姓使用に関する規程  第4条第2項 町長は、前項の規定による申請がありこれを承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該書類の提出をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)に対し、承認した旨を通知する。	吉備中央町議会	1	2	1	吉備中央町議会議規則  第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席席を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1

## 調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

岡山県



都 市 道 府 県 市 区 府 町 村 市 市 市	市 区 区 町 町 村 村 町	市　区　町　村　議　会　の　議　員　の　両　立　支　援　体　制　に　關　す　る　調　査												地　域　防　災　計　画　や　避　難　所　運　営　に　關　する　指　針　(手　引　き・ガ　イ　ド　ラ　イ　ン　を　含　む)　に　お　け　る　具　體　的　な　役　割			災　害　対　策　本　部　への　女　性　の　配　置　状　況																																																																													
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15																																																																														
道	区	議員の利用することのできる施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	当該部分の条文(本文)を記入してください。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	当該部分の条文(本文)を記入してください。	男女共同参画に関する規定を記入ください。	当該部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)																																																																												
府	町	1. 人員及び場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. 設置または提供する予定である。	1. 車用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 規ハラスメント規定等に該当する議員向け研修を行っている。	2. 相談窓口及び相談室を設置する予定である。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、記めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	1. 明記した規定がないが、記めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	新見市議会ハラスメント防止条例	選挙によって選ばれた新見市議会議員(以下「議員」という。)は、市民の声に真摯に耳を傾け、このまちのあるべき姿を描きながら、市民の負託に応える使命がある。議員は、常に市の進展に貢献することを忘れないことなく、日々研鑽に努め、全ての活動において、議員には、高い人権意識と遵法精神、高潔な倫理観と品位が求められていることを胸に刻む必要がある。	新見市議会(以下「議会」といいます。)は、平成23年3月、新見市議会基本条例(平成23年新見市条例第1号)及び新見市議会議員政治倫理条例(平成23年新見市条例第2号)を制定し、市民に信頼される開かれた議会を目指すことを宣言した。私たちは、全ての人を尊重する社会を目指していることを強く認識し、この二つの条例を踏まえ、新たにこの条例を制定する。	議員の地位による影響力を不正に行使して嫌がらせをして不快にさせ、不利益を与えるなどの行為は、相手の精神的又は肉体的な苦痛となり、人間としての尊厳を侵害することであり、断じて許されものではない。	議員間及び議員と職員間全てのハラスメント行為をなくし、それぞれが尊重され、役割を発揮でき、安心して職務を果たせる環境づくりが求められている。	ここにこの条例を定め、その精神に基づき、議員は全てのハラスメント根絶を誓うとともに、市民に信頼される議会の実現に努めることを決意する。	(目的) 第1条 この条例は、人権尊重の精神に基づき、議員による全てのハラスメントを未然に防止し、根絶することを目的とする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(1) ハラスメント パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント、ジンジャー・ハラスメント、SOGI(ソジ)ハラスメントその他のいっぽう、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、精神的又は肉体的苦痛を与え、不快にさせる行為をい。	(2) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方及び同僚の勤務環境(議員としての活動を行う上で環境を含む。以下同。)を害する行為をい。	(3) セクシャルハラスメント 性別に対する偏見や差別の持つ言動、性的な内容の性別に対する偏見や差別を害する行為をい。	(4) 妊娠・出産・育児 又は議員に関するハラスメント、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠・出産に起因する症状により勤務する場所としのぎを含む。にことができないこと等に対する言動又は妊娠・出産・育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の適用に対する言動により、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方及び同僚の勤務環境を害する行為をい。	(5) ジンジャー・ハラスメント 性別に対する偏見や差別を害する行為をい。	(6) SOGI(ソジ)ハラスメント 性別指向や性自認に関する差別の言動により、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方及び同僚の勤務環境を害する行為をい。	(7) 市長等 市長、副市長及び教育長をい。	(8) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第26号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第9項に規定する特別職の職員(市長等及び議員を除く)及び同法第22条の2に規定する会計年度任用職員並びに契約による派遣職員等をい。	(適用範囲) 第3条 この条例は、議員間又は議員と市長等を含む職員若しくは議員と議員になろうとする者との間に於いて生じた問題について適用する。	(議長の責務) 第4条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談があった場合は、迅速かつ適切に事実関係を調査し、事実が認められたときは、必要な措置を講じなければならない。	2. 議長が前項の当事者になったときは副議長が、議長及び副議長がともに前項の当事者となったときは議会運営委員長が職務を代行する。	(議員の責務) 第5条 議員は、市政に携わる自身の権力を認識し、それを濫用し、相手方の尊厳を傷つける行為を行わないよう細心の注意を払うとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従い、その使命達成に努めなければならぬ。	2. 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不适当に傷つけ、その能力の發揮や良好な勤務環境の確保を阻害する行為及び自己尊重欲を低下させる行為であると議員が勤務執行上の立場にあることを自ら承認し、自らの言動を適切に制するとともに、全てにおいて互いの人格を尊重してハラスメントの防止に努めなければならない。	3. 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われるときは、自ら誠実で涼しい態度を持って、その疑惑の解明に当たるなどして、その責任を明確にするよう努力しなければならない。	4. 議員は、他の議員によるハラスメントに当たる言動に認められる事項に遭遇したときは、当該議員に対し厳に憤りへと言を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告をしなければならない。	(研修) 第6条 議長は、議員によるハラスメントの防止と根絶を図るため、議員、議会事務局職員その他議長が必要と認める者を対象に、毎年1回以上の研修を実施するものとする。	(相談窓口及び相談対応) 第7条 議長は、議員によるハラスメントに関する苦情や相談(以下「苦情等」という。)に対応するため、苦情等の窓口を議会事務局に置く。議会事務局は、苦情等の内容を聴取の上、議長に報告する。	2. 議長は、苦情等の報告を受け、ハラスメントがあるときは、新見市議会議員政治倫理条例の定めに従い、新見市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」といいます。)を設ける。審査会は非公開とし、苦情等の事実関係を調査し、審査結果を議長に通報する。	3. 審査会は、苦情等を申し立てた者及び通報者(以下「申立人」といいます。)並びに関係者の説明を聞くとともに、当事者間の競争の場を設けなければならない。	4. 議長は、申立人が報復等の不利益を被ることを抑止し、これらの者を保護しなければならない。	新見市議会ハラスメント防止条例	選挙によって選ばれた新見市議会議員(以下「議員」という。)は、市民の声に真摯に耳を傾け、このまちのあるべき姿を描きながら、市民の負託に応える使命がある。議員は、常に市の進展に貢献することを忘れないことなく、日々研鑽に努め、全ての活動において、議員には、高い人権意識と遵法精神、高潔な倫理観と品位が求められていることを胸に刻む必要がある。	新見市議会(以下「議会」といいます。)は、平成23年3月、新見市議会基本条例(平成23年新見市条例第1号)及び新見市議会議員政治倫理条例(平成23年新見市条例第2号)を制定し、市民に信頼される開かれた議会を目指すことを宣言した。私たちは、全ての人を尊重する社会を目指していることを強く認識し、この二つの条例を踏まえ、新たにこの条例を制定する。	議員の地位による影響力を不正に行使して嫌がらせをして不快にさせ、不利益を与えるなどの行為は、相手の精神的又は肉体的な苦痛となり、人間としての尊厳を侵害することであり、断じて許されものではない。	議員間及び議員と職員間全てのハラスメント行為をなくし、それぞれが尊重され、役割を発揮でき、安心して職務を果たせる環境づくりが求められている。	ここにこの条例を定め、その精神に基づき、議員は全てのハラスメント根絶を誓うとともに、市民に信頼される議会の実現に努めることを決意する。	(目的) 第1条 この条例は、人権尊重の精神に基づき、議員による全てのハラスメントを未然に防止し、根絶することを目的とする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(1) ハラスメント パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント、ジンジャー・ハラスメント、SOGI(ソジ)ハラスメントその他のいっぽう、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、精神的又は肉体的苦痛を与え、不快にさせる行為をい。	(2) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方及び同僚の勤務環境(議員としての活動を行う上で環境を含む。以下同。)を害する行為をい。	(3) セクシャルハラスメント 性別に対する偏見や差別の持つ言動、性的な内容の性別に対する偏見や差別を害する行為をい。	(4) 妊娠・出産・育児 又は議員に関するハラスメント、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠・出産に起因する症状により勤務する場所としのぎを含む。にことができないこと等に対する言動又は妊娠・出産・育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の適用に対する言動により、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方及び同僚の勤務環境を害する行為をい。	(5) ジンジャー・ハラスメント 性別に対する偏見や差別を害する行為をい。	(6) SOGI(ソジ)ハラスメント 性別指向や性自認に関する差別の言動により、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方及び同僚の勤務環境を害する行為をい。	(7) 市長等 市長、副市長及び教育長をい。	(8) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第26号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第9項に規定する特別職の職員(市長等及び議員を除く)及び同法第22条の2に規定する会計年度任用職員並びに契約による派遣職員等をい。	(適用範囲) 第3条 この条例は、議員間又は議員と市長等を含む職員若しくは議員と議員になろうとする者との間に於いて生じた問題について適用する。	(議長の責務) 第4条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談があった場合は、迅速かつ適切に事実関係を調査し、事実が認められたときは、必要な措置を講じなければならない。	2. 議長が前項の当事者になったときは副議長が、議長及び副議長がともに前項の当事者となったときは議会運営委員長が職務を代行する。	(議員の責務) 第5条 議員は、市政に携わる自身の権力を認識し、それを濫用し、相手方の尊厳を傷つける行為を行わないよう細心の注意を払うとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従い、その使命達成に努めなければならない。	2. 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不适当に傷つけ、その能力の発揮や良好な勤務環境の確保を阻害する行為及び自己尊重欲を低下させる行為であると議員が勤務執行上の立場にあることを自ら承認し、自らの言動を適切に制するとともに、全てにおいて互いの人格を尊重してハラスメントの防止に努めなければならない。	3. 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われるときは、自ら誠実で涼しい態度を持って、その疑惑の解明に当たるなどして、その責任を明確にするよう努力しなければならない。	4. 議員は、他の議員によるハラスメントに当たる言動に認められる事項に遭遇したときは、当該議員に対し厳に憤りへと言を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告をしなければならない。	(研修) 第6条 議長は、議員によるハラスメントの防止と根絶を図るため、議員、議会事務局職員その他議長が必要と認める者を対象に、毎年1回以上の研修を実施するものとする。	(相談窓口及び相談対応) 第7条 議長は、議員によるハラスメントに関する苦情や相談(以下「苦情等」という。)に対応するため、苦情等の窓口を議会事務局に置く。議会事務局は、苦情等の内容を聴取の上、議長に報告する。	2. 議長は、苦情等の報告を受け、ハラスメントがあるときは、新見市議会議員政治倫理条例の定めに従い、新見市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」といいます。)を設ける。審査会は非公開とし、苦情等の事実関係を調査し、審査結果を議長に通報する。	3. 審査会は、苦情等を申し立てた者及び通報者(以下「申立人」といいます。)並びに関係者の説明を聞くとともに、当事者間の競争の場を設けなければならない。	4. 議長は、申立人が報復等の不利益を被ることを抑止し、これらの者を保護しなければならない。	新見市議会ハラスメント防止条例	選挙によって選ばれた新見市議会議員(以下「議員」という。)は、市民の声に真摯に耳を傾け、このまちのあるべき姿を描きながら、市民の負託に応える使命がある。議員は、常に市の進展に貢献することを忘れないことなく、日々研鑽に努め、全ての活動において、議員には、高い人権意識と遵法精神、高潔な倫理観と品位が求められていることを胸に刻む必要がある。	新見市議会(以下「議会」といいます。)は、平成23年3月、新見市議会基本条例(平成23年新見市条例第1号)及び新見市議会議員政治倫理条例(平成23年新見市条例第2号)を制定し、市民に信頼される開かれた議会を目指すことを宣言した。私たちは、全ての人を尊重する社会を目指していることを強く認識し、この二つの条例を踏まえ、新たにこの条例を制定する。	議員の地位による影響力を不正に行使して嫌がらせをして不快にさせ、不利益を与えるなどの行為は、相手の精神的又は肉体的な苦痛となり、人間としての尊厳を侵害することであり、断じて許されものではない。	議員間及び議員と職員間全てのハラスメント行為をなくし、それぞれが尊重され、役割を発揮でき、安心して職務を果たせる環境づくりが求められている。	ここにこの条例を定め、その精神に基づき、議員は全てのハラスメント根絶を誓うとともに、市民に信頼される議会の実現に努めることを決意する。	(目的) 第1条 この条例は、人権尊重の精神に基づき、議員による全てのハラスメントを未然に防止し、根絶することを目的とする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	(1) ハラスメント パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント、ジンジャー・ハラスメント、SOGI(ソジ)ハラスメントその他のいっぽう、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、精神的又は肉体的苦痛を与え、不快にさせる行為をい。	(2) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方及び同僚の勤務環境(議員としての活動を行う上で環境を含む。以下同。)を害する行為をい。	(3) セクシャルハラスメント 性別に対する偏見や差別の持つ言動、性的な内容の性別に対する偏見や差別を害する行為をい。	(4) 妊娠・出産・育児 又は議員に関するハラスメント、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠・出産に起因する症状により勤務する場所としのぎを含む。にことができないこと等に対する言動又は妊娠・出産・育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の適用に対する言動により、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方及び同僚の勤務環境を害する行為をい。	(5) ジンジャー・ハラスメント 性別に対する偏見や差別を害する行為をい。	(6) SOGI(ソジ)ハラスメント 性別指向や性自認に関する差別の言動により、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方及び同僚の勤務環境を害する行為をい。	(7) 市長等 市長、副市長及び教育長をい。	(8) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第26号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第9項に規定する特別職の職員(市長等及び議員を除く)及び同法第22条の2に規定する会計年度任用職員並びに契約による派遣職員等をい。	(適用範囲) 第3条 この条例は、議員間又は議員と市長等を含む職員若しくは議員と議員になろうとする者との間に於いて生じた問題について適用する。	(議長の責務) 第4条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談があった場合は、迅速かつ適切に事実関係を調査し、事実が認められたときは、必要な措置を講じなければならない。	2. 議長が前項の当事者になったときは副議長が、議長及び副議長がともに前項の当事者となったときは議会運営委員長が職務を代行する。	(議員の責務) 第5条 議員は、市政に携わる自身の権力を認識し、それを濫用し、相手方の尊厳を傷つける行為を行わないよう細心の注意を払うとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従い、その使命達成に努めなければならない。	2. 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不适当に傷つけ、その能力の発揮や良好な勤務環境の確保を阻害する行為及び自己尊重欲を低下させる行為であると議員が勤務執行上の立場にあることを自ら承認し、自らの言動を適切に制するとともに、全てにおいて互いの人格を尊重してハラスメントの防止に努めなければならない。	3. 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われるときは、自ら誠実で涼しい態度を持って、その疑惑の解明



